

〔議案第34号〕

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

令和5年4月のこども家庭庁設置に合わせ、子どもや子育てに関する支援体制を強化するため、福祉部を分割し「子ども部」を設置します。このことに伴い、子ども部の分掌事務を規定するとともに、分割した福祉部の名称を「保健福祉部」と改め、所管事務の明確化を図ろうとするものです。

2 改正の概要

(1) 子ども部の設置、福祉部を保健福祉部に名称変更

- ・「子ども部」を新設し、福祉部の名称を「保健福祉部」に変更するものです。
- ・子ども部の分掌事務を「子育て支援に関すること、母子保健に関すること、児童福祉に関すること」とするものです。

3 施行日

令和5年4月1日

【参考】子ども部設置に関連する事項

(1) 子ども未来課の設置

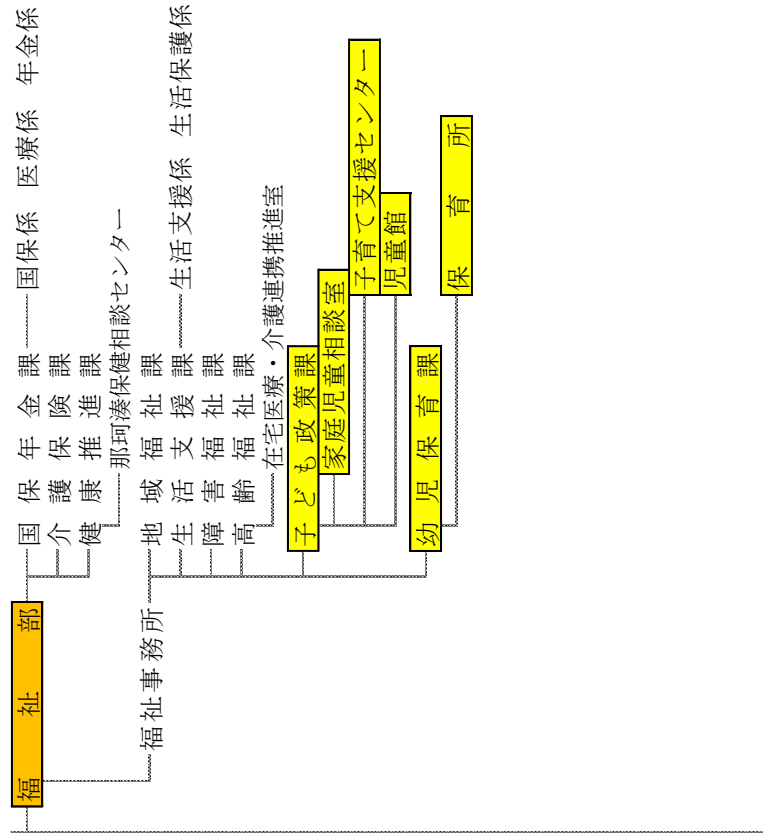
- ・子どもや家庭の抱える複合的な課題を包括的に支援していくため、子ども部に「子ども未来課」を設置します。また、家庭児童相談室を子ども未来課に置きます。

(2) 保育所・幼稚園事務の一元化

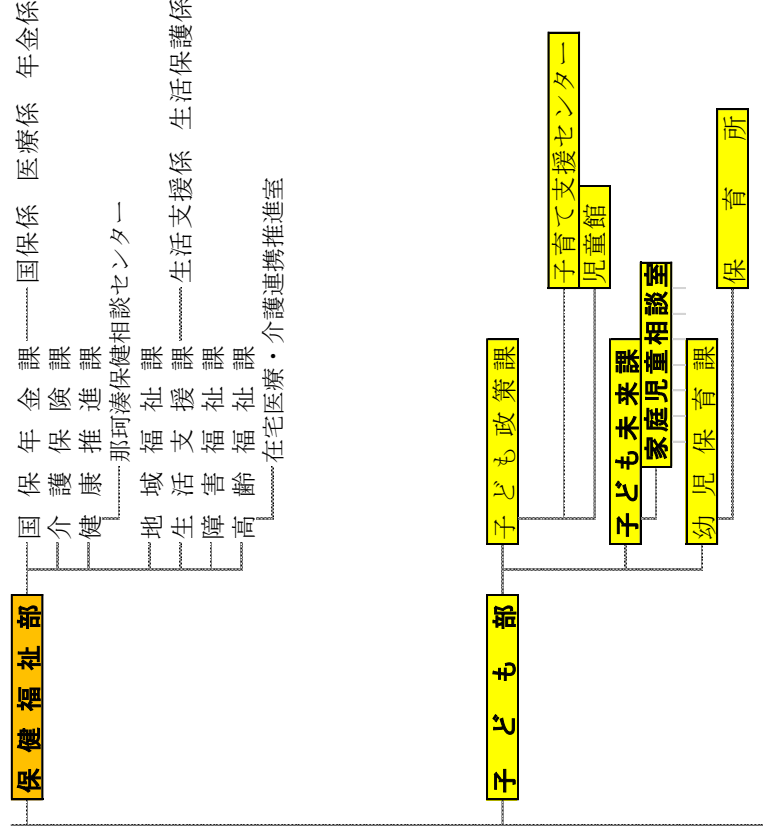
- ・子ども部設置にあわせて、教育委員会で所管していた公立幼稚園に関する事務を子ども部幼児保育課に移管します。保育所・幼稚園に関する窓口の一元化を図り、保育所・幼稚園どちらの利用者も、幼児保育課において各種手続きや相談ができるようになります。

行政組織新旧対照図（変更部分）

令和4年度行政組織



令和5年度行政組織



[議案第36号]

勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

1 改正理由

平成20年の人事院勧告に基づき、全国の自治体が職員の勤務時間を1日7時間45分（週38時間45分）としている中、現在、1日8時間（週40時間）勤務である自治体は、本市を含めた2自治体のみとなっています。このようなことから、勤務時間を全国標準の1日7時間45分とするため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 変更内容

ひたちなか市職員の勤務時間を15分間短縮します。これに伴い市庁舎の開庁時間を15分間短縮します。

項目	変更前	変更後
職員の1日の勤務時間	8時間	7時間45分
市庁舎開庁時間	午前8時30分から 午後5時30分まで	午前8時30分から 午後5時15分まで

開庁時間が短くなる施設及び窓口

市役所本庁舎（市民課窓口はじめ各課サービス窓口）、那珂湊支所、市民課出先窓口（市毛、前渡、佐野）、生活文化スポーツ公社上下水道窓口、水道事業所、ヘルスケアセンター、那珂湊保健相談センター、みんなのみらい支援室

開庁時間に変更がない施設及び窓口

各図書館、各保育所、各学童クラブ、多世代交流施設ふぁみりこらぼ、文化会館、各スポーツ施設、資源リサイクルセンター、総合福祉センター、漁村センター、各コミュニティセンター等

(2) 市民への周知及び実施時期について

転入転出繁忙期の混乱を避けるため3か月間（4月、5月、6月）の周知期間を設け、令和5年7月1日から実施します。

周知方法については、市ホームページ、LINE、市報、窓口での掲示などでの周知の他、自治会連合会総会など各種会合で周知を図ります。

(3) 市民サービスへの影響について

① 日曜開庁の継続と窓口サービス時間の確保

本市では、平成18年6月4日から本庁舎1階で「日曜開庁」を実施しています。これを継続することにより、開庁時間を1日15分短縮してもなお、年間の窓口サービス提供時間では他市を上回ります。

■参考 窓口延長によるサービス提供状況

自治体名	窓口延長	年間サービス提供時間 (窓口延長含む)
ひたちなか市	変更前	毎週日曜日午前8:30～午後5:30 2,376時間
	変更後	毎週日曜日午前8:30～午後5:15 2,298時間
水戸市	毎週水曜日午後5:15～午後7:00	1,989時間
神栖市	隔週日曜日午前8:30～午後5:15	2,099時間
笠間市	毎週日曜日午前8:30～午前12:00	2,099時間

(窓口延長なしの場合 1,899時間)

② 午後5時15分以降の窓口利用者について

令和4年10月から12月の3か月間、午後5時15分以降の窓口利用者を調査しました。午前8時30分から午後5時30分間の市民課、国保年金課、収税課の窓口利用は延べ55,232人であり、このうち午後5時15分から30分までの利用は207人でした。午後5時15分以降の利用率は0.37%でした。

■参考 令和4年10月から12月の窓口利用者数

10～12月	総利用者数	午後5:15以降 利用者数	午後5:15以降 利用率	日曜日 利用者	日曜日 利用率
国保年金課	8,535	62	0.73%	827	9.69%
市民課	43,379	120	0.28%	6,384	14.72%
収税課	3,318	25	0.75%	467	14.07%
合計	55,232	207	0.37%	7,678	13.90%

3 改正となる条例及び改正内容

(1) ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（改正条例第1条）

- ・1週間の勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改正するものです。
- ・勤務時間の割振りを1日につき「8時間」から「7時間45分」に改正するものです。

(2) ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例（改正条例第2条）

- ・育児短時間勤務の形態として1週間当たりの勤務時間を「20時間、24時間又は25時間」から「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改正するものです。

(例) 週3日勤務の場合

1日8時間×3日＝週24時間 ⇒ 1日7時間45分×3日＝週23時間15分

(3) ひたちなか市職員の給与に関する条例（改正条例第3条）

- ・時間外勤務手当の条項中、「8時間」を「7時間45分」に改正するものです。

※育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員等について、1日の勤務時間が7時間45分を超えると通常勤務の職員と同じ単価で時間外勤務手当が支給されます。

(4) ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（改正条例第4条）

- ・年度途中の改正のため、令和5年度中は月額報酬が変わらないよう対応するものです。

4 施行日

令和5年7月1日

[議案第 37号]

ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

今般の組織改編により「子ども部」が新設され、保育所及び幼稚園に係る事務が同一部署で行われることを契機として、保育所及び幼稚園間のスムーズな人事交流等を考慮し、幼稚園に勤務する園長・教諭に対して行政職給料表を適用するとともに、これまで同職員に適用してきた教育職給料表を廃止する改正を行おうとするものです。

また、職員手当につきまして、現在、通勤手当や持家住居手当は県や他市よりも多く支給している状況にあります。このため、周囲の自治体に合わせ標準的な支給となるよう、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 教育職給料表の廃止

これまで教育職給料表を適用していた幼稚園に勤務する園長・教諭について、令和5年度以降は行政職給料表を適用することとし、適用する職員がいなくなる教育職給料表を廃止するものです。(当該給料表の適用を受けている職員の給料月額等に不利益が生じないよう、経過措置を設けます。)

(2) 持家住居手当の廃止

現在、持家住居手当(月額 3,500 円)を支給している市は県内で本市のみであるため、持家住居手当の支給を廃止するものです。

(3) 通勤手当に係る規則加算上限額の変更

通勤手当については、国や県、県内他市と比べて高くなっていますので、隣接自治体(水戸市)と同水準に変更するため、条例で規定する規則加算の上限額を 14,000 円から 3,000 円に減額するものです。

3 改正となる条例及び改正内容

(1) ひたちなか市職員の給与に関する条例【改正条例第1条】

- ・教育職給料表の廃止、持家住居手当の廃止、通勤手当に係る規則加算上限額の変更(水戸市と同水準)等をするものです。

(2) ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例【改正条例第2条】

- ・持家住居手当を廃止するものです。

※通勤手当に係る事項は、「ひたちなか市水道企業職員の給与に関する規程」において改正します。

(3) ひたちなか市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例【改正条例付則第7項】

- ・特別職の期末手当において準用している「ひたちなか市職員の給与に関する条例」の上記(1)改正の教育職給料表の廃止に伴い、引用箇所を削除するものです。

4 施行日

令和5年4月1日

【参考】職員諸手当の見直しに関する事項

- ・職員手当のうち地域手当につきましては、人事院勧告により6%の支給が標準とされていますが、現在4%の支給となっているため、人事院勧告に従い6%の支給に改めます。
- ※「ひたちなか市職員の給与に関する規則」において改正します。

[議案第38号]

ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

人事院による令和4年8月8日付けの給与改定に関する勧告及び同勧告に伴う国家公務員の給与に関する法律の改正の内容を踏まえ、昨年12月定例会において、市の一般職に係る給料表の月額を平均0.3パーセント引き上げる条例改正が行われたことに伴い、市の一般職に係る給料表を基礎とする会計年度任用職員の給料表の月額についても同様に引き上げる改正を行うものです。

2 改正条例

(1) ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

- ・ 給料表の別表第1を行政職給料表（1級及び2級）と同額に改正するものです。

3 施行日

令和5年4月1日

議案第41号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定について

1. ひたちなか市魅力あるまちづくり基金について

目的及び積立の額	<ul style="list-style-type: none"> 本市のまちの魅力向上及び魅力発信に関する事業を円滑に推進するため、次の金額を積み立てる <ol style="list-style-type: none"> 市長が必要と認めた金額 当該基金の目的に沿う寄付金の額
処 分	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるとき
積み立てようとする寄付金	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税（個人版）に係る寄付金のうち、用途について「市長に一任」を指定した寄付金

【参考】

■ふるさと納税（個人版）寄付金額及び件数について

年 度	寄付金額	寄付件数
令和4年度A	234,411千円	13,371件
令和3年度B	106,521千円	6,059件
差引（A-B年度）	127,890千円	7,312件
前年度比	2.20倍	2.21倍

※令和4年度：令和5年2月28日現在

■令和4年度における寄付の用途別の寄付金額、件数及び充当（予定）基金について

募集時の寄付の用途	寄付金額	寄付件数	充当（予定）基金名称
ひたちなか海浜鉄道湊線	119,963千円	7,169件	湊鉄道線振興基金
市長に一任	35,910千円	1,959件	魅力あるまちづくり基金
教育事業推進	27,779千円	1,412件	教育基金
社会福祉事業の推進	17,285千円	1,042件	福祉ふれあい基金
緑のまちづくり	11,974千円	629件	緑のまちづくり基金
観光振興の推進	8,564千円	486件	観光振興基金
スポーツ活動の振興	5,198千円	243件	スポーツ振興基金
文化活動の振興	2,386千円	112件	文化振興基金
新型コロナウイルス感染症対策（福祉）	1,963千円	102件	（福祉ふれあい基金へ）
新型コロナウイルス感染症対策（教育）	1,424千円	98件	（教育基金へ）
新型コロナウイルス感染症対策（経済）	1,077千円	67件	（観光振興基金へ）
国際交流事業の振興	888千円	52件	国際交流基金
合 計	234,411千円	13,371件	

※令和5年2月28日現在

■令和4年度における本基金への積み立て予定額：35,910千円（令和5年2月28日現在）

2. ひたちなか市まち・ひと・しごと創生基金について

目的及び積立の額	<ul style="list-style-type: none"> 企業版ふるさと納税に係る寄付金等を活用した地方創生に関する事業を円滑に推進するため、次の金額を積み立てる
	<ol style="list-style-type: none"> 市長が必要と認めた金額 当該基金の目的に沿う寄付金の額
処 分	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるとき
積み立てようとする寄付金	<ul style="list-style-type: none"> 企業版ふるさと納税に係る寄付金のうち、次年度以降に実施する事業に要する経費の財源に充当しようとする寄付金
その他	<ul style="list-style-type: none"> 受領した企業版ふるさと納税に係る寄付金を次年度以降の事業に充当する場合には、専用の取り崩し型の基金を創設して適正に管理・執行していくこと 企業版ふるさと納税に係る寄付金を基金に積み立てる場合、その寄付金が占める割合を積立額全体の10割未満とすること <p>※いずれも内閣府「地方創生計画認定申請マニュアル」により規定</p>

【参考】

■令和4年度における企業版ふるさと納税に係る寄付内容及び充当する事業について

企業名 (所在地)	寄付日	寄付金額	充当する事業
オザワ保険事務所株式会社 (那珂市)	R4. 12. 23	100 千円	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住促進事業 (R4 年度に充当)
株式会社セコマ (北海道札幌市)	R4. 12. 26	非公表	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住促進事業 (R4 年度に充当)
JX 金属株式会社 (東京都港区)	R5. 2. 16	100,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住促進事業 (R4 年度に充当) 2,000 千円
			<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化振興事業 防犯灯設置・維持管理事業 コミュニティ施設地域運営事業 (R5 年度以降に充当) 98,000 千円
合 計		100,400 千円	

※令和5年2月28日現在

■令和4年度における本基金への積み立て予定額

積立項目	積み立て予定額
1. 市長が必要と認めた金額	1 千円
2. 当該基金の目的に沿う寄付金の額	98,000 千円
合 計	98,001 千円

※令和5年2月28日現在

「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書

紹介議員

大久保 清美



「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書

【請願趣旨】

昨年12月16日、岸田政権は「安保関連3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の閣議決定をおこないました。「最上位の政策文書」である「国家安全保障戦略」では、「反撃能力」（敵基地攻撃能力の保有）を認め、歴代政府が維持してきた「専守防衛」から「大きく転換する」ものであると述べています。また今後5年間で「防衛力整備」に43兆円を支出し、2027年度以降は「国内総生産（GDP）比2%（※11兆円規模）」にする異次元の軍拡を決定しました。財源確保のために増税や国債発行などが検討されており、国民の暮らしを直撃します。

しかも、岸田首相は、このような重大な決定を国会にも諮らず、国民への説明も後回しにして、1月13日（日本時間14日未明）の日米首脳会談においてバイデン大統領に報告したことは、明らかに立憲主義に反しています。

そもそも、侵略戦争による痛苦の反省から施行された憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあります。この規定に反し、反撃能力（敵基地攻撃能力の保有）を書き込んだ「安保関連3文書」は、「武力による威嚇又は武力の行使」を「永久に放棄した」憲法第9条に違反しています。戦争を回避することは政府の責任であり、日本国憲法や国際連合憲章を生かした外交努力や交渉等によって東アジアを戦争の心配のない地域にすることが必要です。「軍事対軍事」では「安全保障のジレンマ」に陥り、戦争のリスクをさらに高めることとなります。

国民の命と財産を守ると言いながら国民を犠牲にする「安保関連3文書」は認められません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記請願項目について、意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

【請願項目】 「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書を提出すること

2023年2月20日

請願者 水戸市見川5丁目127-281

茨城県平和委員会事務局長 篠原 睦美



ひたちなか市議会議長 大谷隆殿

「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書(案)

昨年12月16日、岸田政権は「安保関連3文書」(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)の閣議決定をおこないました。「最上位の政策文書」である「国家安全保障戦略」では、「反撃能力」(敵基地攻撃能力の保有)を認め、歴代政府が維持してきた「専守防衛」から「大きく転換する」ものであると述べています。また今後5年間で「防衛力整備」に43兆円を支出し、2027年度以降は「国内総生産(GDP)比2%(*11兆円規模)」にする異次元の軍拡を決定しました。財源確保のために増税や国債発行などが検討されており、国民の暮らしを直撃します。

しかも、岸田首相は、このような重大な決定を国会にも諮らず、国民への説明も後回しにして、1月13日(日本時間14日未明)の日米首脳会談においてバイデン大統領に報告したことは、明らかに立憲主義に反しています。

そもそも、侵略戦争による痛苦の反省から施行された憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあります。この規定に反し、反撃能力(敵基地攻撃能力の保有)を書き込んだ「安保関連3文書」は、「武力による威嚇又は武力の行使」を「永久に放棄した」憲法第9条に違反しています。戦争を回避することは政府の責任であり、日本国憲法や国際連合憲章を生かした外交努力や交渉等によって東アジアを戦争の心配のない地域にすることが必要です。「軍事対軍事」では「安全保障のジレンマ」に陥り、戦争のリスクをさらに高めることとなります。

国民の命と財産を守ると言いながら国民を犠牲にする「安保関連3文書」は認められません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記請願項目について、意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

記

- 1 「安保関連3文書」の閣議決定を撤回すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

2023年3月 日

ひたちなか市議会

【提出先】 内閣総理大臣

【 件 名 】

【市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求める陳情】

【 趣 旨 】

当方、馬渡地区内に居をかまえて四十数年、当初より自治会へ加入、その間組長を2回、班長を1回経験致しました。回覧板、市報、議会だよりの配布等のほか組費の徴収、街灯の管理、支払い、各種行事への参加等、若干大変だな、と思うこともありましたが、どうにか消化してまいりました。また、当時は自治会に加入することは当然のことと考えてもおりました。

ところが平成も半ばを過ぎた頃から、当地区も高齢化がすすみ、体力的に無理、とのことで年に1~2世帯ほどが脱会されております。そして脱会と同時に今まで届いていた市報、防災マップは配布対象外となり当然届かなくなってしまう。多くの高齢者の方が半世紀以上にわたり当市に固定資産税や市民税を納めてこられた訳ですが果たしてこのような方々への対応に問題はないのでしょうか？

昭和50年代は市内全世帯の8割強が自治会へ加入されていたと記憶しております。2割の未加入世帯へは当然ながら届けられていなかった訳です。本来であればこの頃より全世帯への配布方法を検討すべきだったと思います。この自治会加入率の減少傾向は改善されることなく昨年度は加入世帯が約36200世帯と加入率は残念ながら6割を切る事態となってしまっております。その結果残りの4割強、3万世帯へは市報や防災マップは届けられていないのが現状です。

未加入4万世帯の市民には市長の施政方針、毎年の予算、細かな住民へのサービス(プレミアム商品券等も含)全く知らされておられません。

さらには残念なのは災害時の行動指針であり生命線でもある防災マップすら非自治会員3万世帯へは届いていない現状です。これはより大きな問題といえるのではないのでしょうか？

私はこれらの現状を大いに危惧、十年ほど前から(本間前市長時代)市政懇談会等の機会に上記2件の案件について全世帯への配布、告知を要望し続けてまいりました。勿論それぞれの担当窓口である市民活動課、広聴広報課等へも何度か足を運びました。残念ながらどの窓口の回答も同じものでした。

「現状の問題は理解しておりますが、ずっと自治会を通して配布をしておりますので直ぐには・・・」

との回答です。

最近になって唯一の改善策としてネットによる情報発信がなされてきておりますが、後期高齢者にとってネットを利用できる方はまだまだ極少数と思われれます。現状を改善することなく此の儘の配布方法のままの状態を放置し続ければ、万一大きな自然災害が発生した際、避難場所すら知らされていない自治会未加入世帯の6万人余は右往左往、生命の危機にさらされることは目に見えており、大きな社会問題になること必定です。

自治体の刊行物を郵送、ポスティング等により全世帯への配布を実施している市町村は県内にもいくつか出てきております。例えば日立市などは一昨年よりポスティングを導入、自治会配布で届かない世帯へのフォローをされております。改善の動機としてこの数年でいくつかの自治体組織の末端である組が転出や高齢化等により解散、市民とともに問題意識を共有、行政として“市の情報を全ての市民に知っていただく事”を最重要課題として取り組み、全世帯配布へと改善がなされたと聞いております。

最後に地方自治法第二章第10条第2項には次のようにあります。

“住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う”とあります。

道路、水道、ごみ処理等はハード面での役務であり、情報伝達はソフト面での役務と考える次第です。

上記のとおり陳情書を提出いたします。

令和 5年 2月 20日

陳情者

[Redacted]

[Redacted]

ひたちなか市市議会議長

大谷 隆 殿



令和5年3月28日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

総務生活委員会

委員長 鈴木 道 生

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について